

平成 17 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成17年第5回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時	平成17年5月10日(火)	午後4時		
1. 場 所	箕面市役所本館	3階	委員会室	
1. 出席委員	委 員 長	浅 岡	建 三	君
	委員長職務代理	橋 爪	竹一郎	君
	委 員	小 川	修 一	君
	委 員	藤 井	富美子	君
	委員(教育長)	仲 野	公	君
1. 付議案件説明者				
	教育推進部長	森 田	雅 彦	君
	子ども部長	奥 山	勉	君
	生涯学習部長	上 西	彰	君
	教育推進部理事兼総務次長	栗 本	忠 夫	君
	教育推進部次長 (学校教育・人権教育担当)	前 田	健	君
	子ども部総務次長兼次長	吉 田	直 彦	君
	生涯学習部総務次長兼次長	塩 山	俊 明	君
	教育政策課長	中 野	仁 司	君
	学校管理課長	稲 野	公 一	君
	学校教育課長	上 田	博	君
	教育推進部専任参事 (教職員担当)	森 井	國 史	君
	人権教育課長	齋 藤	永 史	君
	教育センター所長	福 永	葉 茂	君
	子ども政策課長	千 南	葉 紀子	君
	子ども支援課長	悦 司	あや子	君
	子ども支援課参事	谷 口	裕 彦	君
	幼児育成課長	向 井		
	子ども部専任参事 (幼稚園担当)	坂 上	潔 司	君
	子ども部専任参事 (早期療育担当)	佐々木	久 雄	君
	生涯学習課長	中 澤	博	君
	生涯学習部専任参事 (中央生涯学習センター、南公民館担当)	津 田	善 寿	君
	生涯学習部専任参事 (東生涯学習センター担当)	加 藤	真知子	君
	中央図書館長	黒 田	正 記	君
	スポーツ振興課長	前 田	功	君
	スポーツ振興課参事	松 尾	高 子	君
1. 出席事務局職員				
	教育政策課課長補佐	小 山	登志子	君
	教育政策課担当主査	石 崎	正 人	君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 平成16年度教育費補正予算要請の件
- 日程第 3 平成17年度教育費補正予算要請の件
- 日程第 4 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例制定要請の件
- 日程第 5 財産移管の件
- 日程第 6 箕面市奨学生選考委員会委員任命及び解職の件
- 日程第 7 箕面市社会教育委員委嘱の件
- 日程第 8 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件
- 日程第 9 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第10 箕面市体育指導委員委嘱の件
- 日程第11 箕面市教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事発令に伴う報告の件
- 日程第12 平成17年第4回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第13 教育長報告の件

(午後4時開会)

- 委員長（浅岡建三君）：ただ今から、平成17年第5回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

- 委員長（浅岡建三君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立いたしました。
- 委員長（浅岡建三君）：それでは、日程第1.「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において小川委員を指定いたします。
- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第2.議案第34号「平成16年度教育費補正予算要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

(事務局：議案朗読)

- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、平成16年度の教育費予算におきまして、補正予算を編成する必要が生じたので、市長に要請するものでございます。

- 委員長（浅岡建三君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（小川修一君）： 子ども部の保育所運営費負担金が15,721千円の減額となっているが、その事情を具体的にご説明いただけますか。
- 幼児育成課長（向井裕彦君）： これは民間の保育所の運営に対する国庫負担金でございます。児童の年齢に応じて一人あたりの単価がございまして、1年間利用されました児童数に単価をかけて、徴収した利用料を引きまして2分の1の補助率をかけております。当初4億6,700万円を見込んでおりましたが、支弁額は6千万円の減及び徴収金も減となっておりますので、補助額が1,500万円の減ということになります。
- 委員（小川修一君）： 要するに対象が見込みにまで至らなかったということですか。
- 幼児育成課長（向井裕彦君）： そうでございます。
- 委員長（浅岡建三君）： 金額が大きいですが、どういったことでしょうか。
- 幼児育成課長（向井裕彦君）： 児童数が年度当初の見込みを大きく下回ったためでございます。
- 委員長（浅岡建三君）： 主に人件費に対応するものですか。
- 幼児育成課長（向井裕彦君）： 人件費と児童の身の回りの関連の経費でございます。
- 委員長（浅岡建三君）： 他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）： ないようでございますので、議案第34号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （”異議なし”の声あり）
- 委員長（浅岡建三君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（浅岡建三君）： 次に日程第3、議案第35号「平成17年度教育費補正予算要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- （事務局：議案朗読）
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、平成17年度の教育費予算におきまして、各事務事業経費について見直し検討いたしました結果、補正予算を編成する必要が生じたので、市長に要請するものでございます。
- 委員長（浅岡建三君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 教育長（仲野公君）： 生涯学習部の歳出で天然記念物管理事業として1,579千円の補償金とあるが、被害の中身や猿の頭数等はどのようになっているのですか。
- 生涯学習課長（中澤博君）： 猿の頭数につきましては、現在把握できている限りでは589頭となっております。今回の被害の補償状況につきましては3

件の屋根瓦や樋の補修であり、昨年来から市に対して補修につき要請がございましたが、協議をいたしました結果合意に達しましたので、今回補正をお願いするものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：教育推進部学校教育課の自学自習力育成サポート事業というのは具体的にどういった事業なのですか。

○学校教育課長（上田博君）：当該事業は大阪府の3年間の委託事業として実施いたします。学力向上には家庭学習がかなり重要な役割を果たしておりますので、家庭学習の定着を重点課題に取り組んでおります。南小学校を指定しまして、特に仮称ではありますが放課後学習相談室を設置し、学習アドバイザーを配置いたします。学習アドバイザーは特に教員の退職者や大学院生といった教職免許をお持ちの地域の人材にお願いしてまいります。年間25週、週4回、1回4時間、放課後学習の教材づくりや放課後の家庭学習につなげる機会をつくるといったものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：この報償金はアドバイザーの方の手当ということですか。学校は1校だけですか。

○学校教育課長（上田博君）：各市小学校1校となっております。

○委員長（浅岡建三君）：1年間経過したらレポート等を提出して研究材料として提供されるのですか。

○学校教育課長（上田博君）：結果の報告につきましては特に指定はされておりませんが、3年間の成果の報告を求められることはあろうかと思えます。

○委員長（浅岡建三君）：できるだけ成果を全校的に利用できるような機会は考えておく必要がありますね。

○委員長（浅岡建三君）：他にご質問ご意見はございませんか。

○教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：補正予算につきましては、一般会計教育費とありますが、今回の組織機構改革に伴い児童福祉の関係で民生費が一部入っております。そこで教育委員会関係予算と訂正させていただきたいと思えます。

○委員長（浅岡建三君）：よろしいですね。ほかにはございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第4. 議案第36号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例制定要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○子ども支援課長（南悦司君）： 本件は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターについて、改正前の地方自治法の規定に基づき平成15年度より民間事業者「大阪府青少年活動財団」に対して管理委託をして参りましたが、今般の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度及び利用料金制度を活用するため、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例を全部改正する必要があるため、箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例の制定を要請するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員（小川修一君）： この施設の利用度の変動はどうなっておりますか。以前利用が減っているということをお聞きしたことがあります。そこで民間委託という方法をとったということですが、その後どうなっておるのでしょうか。

○子ども支援課長（南悦司君）： 平成15年度より野外活動センター業務にノウハウを持っている大阪府青少年活動財団に委託を行ってきましたが、直営で行っていた平成14年度と比べて、団体数ではほぼ1.8倍、利用者数で1.6倍と伸びてきております。経費削減もされておまして、委託について成果の上がっているものと認識しております。今回は指定管理者制度に則って平成18年4月より実施しようというものであります。

○委員（小川修一君）： 条例第2条第3号で学校教育の一環として行う自然体験及び野外活動に関する事業とありますが、市内の学校で本施設を活用している事例、またその推移はどうなっていますか。

○子ども支援課長（南悦司君）： 従前は市内の施設ということもあり多くの小中学校で利用があったのですが、同じく大阪府の海洋センターにおいても宿泊体験がございまして、最近では市内小中学校の利用は少なくなっております。現行条例においては利用料金につき免除規定があり、学校の利用については利用料金を免除するとして、校長会、教頭会を通じて利用を促してきましたが、難しいところもありました。西小学校の総合学習として、地域の子供会とも協力しながらの自然体験といった事例があります。中学校については、同じ校区内の第1中学校の日帰り利用がございます。

○委員（小川修一君）： 学校関係の利用が減っているというのは、社会的状況等もあり、にわかには是非の判断をしにくいとは思いますが、せっかくの施設であるので、地域活動の場として活用を奨励することは続けていった方が良いと思います。時代の変遷による影響、子どもたちの好みも関連してのことであると思うので、利用の減少が一概に非であると受け止めがたいところもあります。各市が持っているこうした施設をどう活用していくかというのは課題の一つであると思います。子どもたちが行事に参加する中で喜びを感じたり、箕面市の子どもたちが郷土を理解したり、この町に住んでいることの誇りにつながっていくといった観点からも学校教育で早期に理解してもらおうというような進

め方も必要ではないかと思えます。

- 委員（藤井富美子君）：企画した野外活動の年間行事を各学校に知らせるといようなことはあるのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：7月8月には多くの利用があるのですが、学校関係は事前に予約していただけます。一般に主催事業として、幼児対象、小学生対象、中学生対象といったものは、学校に限らず市民全般に広報誌を通じてお知らせしております。学校行事で使っていただく場合には優先の扱いをご案内したり、環境教育やいろいろな体験学習ができるご案内を差し上げたりしております。
- 教育長（仲野公君）：条例第9条で開所期間が3月1日から11月30日までとなっているが、なぜこのようになっているのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：直営当時から冬季の利用は少なく課題でございました。平成15年に委託をする際にも一定程度の検討をさせていただきましたが、冬季の利用者があるということを踏まえて、継続してきたわけでございます。去年は年間557団体18,935人の利用がございました。その中で12月が19団体、1月が13団体、2月が13団体で、全体の8%となっております。経費の面からするとやむを得ないと考えます。また、大阪府の類似施設である能勢の野外活動センター等も冬季閉鎖しております。しかし、今回の条例の特徴として全くの閉鎖ということではなく、指定管理者の提案により開所することができるようにしております。
- 委員（橋爪竹一郎君）：民活による利用者への影響はどうか。民有林の関連はうまくいっているのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：委託にあたっての成果としてコスト削減と利用者数の増加がございます。大阪府の青少年活動財団に委託したということで、府の他の施設のパンフレットに載ったり、ホームページにリンクしたりといったことがございます。また、利用の形態では従前は事前の予約がないと利用していただけなかったのですが、日帰り利用ということで、ハイキングのかたが来られてちょっとバーベキューがしたいといった利用にも対処していただけます。また専門的な職員がおりますので、専門的なアドバイスが受けられるといった効果があります。民有林の関係につきましては、平和台の関係で若干苦情をお聞きしているくらいです。
- 委員長（浅岡建三君）：新条例は現行の条例と規則の規定が混在しているのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：今回の条例改正にあたりまして、指定管理制度を導入してきた他の条例と形式をあわせてきたということでございます。
- 委員長（浅岡建三君）：条例と規則を新条例の第1条から第21条に整理し直したということですか。

- 子ども部長（奥山勉君）：今まで規則で規定していた細目のうち条例で規定すべき事項を規則から条例の条文の中に入れてさせていただきました。
- 委員長（浅岡建三君）：議案の書き方としてはどうでしょうか。規則の廃止を伴うのではないのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：規則の改廃につきましては、6月議会において条例の制定を行った後、提示させていただきたいと思います。
- 委員長（浅岡建三君）：現行規則を廃止して現行条例に盛り込む形で一つの条例を制定するということですね。現行規則の廃止並びに条例の改正という表現に訂正をした上で議決ということによろしいでしょうか。
- 教育長（仲野公君）：今回につきましては、あくまで条例の制定ということで6月議会に上程をさせていただき、条例を承認されてからのち、その時点で改めて規則の廃止を提案させていただくということでご理解をいただきたいと考えております。
- 委員長（浅岡建三君）：わかりました。
- 委員長（浅岡建三君）：ほかにご質問はございませんか。
- 委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、議案第36号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第5. 報告第14号「財産移管の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を子ども部総務次長に求めます。
- （事務局：議案朗読）
- 子ども部総務次長（吉田直彦君）：本件は、箕面市教育委員会事務局組織再編に伴い、市長部局より財産の移管がありましたため、ご報告するものでございます。
- 委員長（浅岡建三君）：それでは、ご質問ご意見はございますか。
- 委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第14号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。
- 委員長（浅岡建三君）：次に日程第6. 報告第15号「箕面市奨学生選考委員会委員任命及び解職の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。
- （事務局：議案朗読）
- 学校管理課長（稲野公一君）：本件は、平成17年3月31日付けをもちま

して、箕面市奨学生選考委員会委員の的場昭夫氏より辞職の願い出がございましたので、これを承認の上解職する必要が生じ、また、その後任といたしまして、箕面市立小中学校長会から上中弘基氏の推薦があり、同氏を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金条例第6条第2項及び同条第3項の規定に基づき任命いたしましたものでございます。

本来、委員の解職及び任命につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催する暇がございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

- 委員長（浅岡建三君）：ご質問ご意見はございますか。
- 委員長（浅岡建三君）：的場先生が定年でご退職になられたため、それに伴うものですね。

○学校管理課長（稲野公一君）：はい、そうです。

○委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第15号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第7. 報告第16号「箕面市社会教育委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○生涯学習課長（中澤博君）：本件は、箕面市社会教育委員の任期が平成17年4月30日をもって満了したことに伴いまして、新たに委員を委嘱する必要が生じたため、社会教育法第15条第2項、箕面市社会教育委員に関する条例第1条及び箕面市社会教育委員会会議規則第2条に基づき委嘱いたしましたものでございます。

本来、委員の委嘱につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催する暇がございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：では、ご質問ご意見はございますか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第16号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(浅岡建三君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長(浅岡建三君) : 次に日程第8. 報告第17号「箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部中央生涯学習センター・西南公民館担当専任参事に求めます。

(事務局: 議案朗読)

○中央生涯学習センター・西南公民館担当専任参事(津田善寿君) : 本件は、箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の任期が平成17年4月30日をもって満了したことに伴いまして、新たに委員を委嘱する必要が生じたため、社会教育法第30条及び箕面市立生涯学習センター条例第5条、箕面市立公民館条例第5条、箕面市立生涯学習センター運営審議会規則第2条並びに箕面市立公民館運営審議会規則第2条の規定に基づき委嘱いたしましたものでございます。

本来、委員の委嘱につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催する暇がございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

○委員長(浅岡建三君) : ご質問ご意見はございませんか。

○委員(橋爪竹一郎君) : 社会教育委員に箕面市立小中学校校長会の福原さんのお名前がりましたが、これは校長会の会長ということで自動的にこうなっているのですか。

○中央生涯学習センター・西南公民館担当専任参事(津田善寿君) : 校園長会に推薦をお願いしましたところ福原校長をご推薦いただいたところでございます。

○生涯学習課長(中澤博君) : 社会教育委員においても同様でございます。

○委員長(浅岡建三君) : ほかにはございませんか。

○委員長(浅岡建三君) : ないようでございますので、報告第17号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(浅岡建三君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長(浅岡建三君) : 次に日程第9. 報告第18号「箕面市立図書館協議会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部中央図書館長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○中央図書館長(黒田正記君) : 本件は、箕面市立図書館協議会委員の任期が平成17年4月30日をもって満了したことに伴いまして、後任の委員を任命する必要が生じたため、図書館法第15条及び箕面市立図書館協議会設置条例第3条並びに箕面市立図書館協議会運営規則第2条の規定に基づき任命いたしましたものでございます。

本来、委員の任命につきましては、教育委員会会議でご審議いただくのですが、教育委員会会議を開催する暇がございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

○委員長(浅岡建三君) : ご質問ご意見はございませんか。

○委員長(浅岡建三君) : ないようでございますので、報告第18号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(浅岡建三君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長(浅岡建三君) : 次に日程第10、報告第19号「箕面市体育指導委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

○スポーツ振興課長(前田功君) : 本件は、箕面市体育指導委員2人の解職により、その後任として、新たに同委員1人を委嘱いたしますため、箕面市体育指導委員に関する規則第4条第1項の規定に基づき委嘱いたしましたものでございます。

本来、委員の委嘱につきましては、教育委員会会議でご審議いただくのですが、教育委員会会議を開催する暇がございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

○委員長(浅岡建三君) : ご質問ご意見はございませんか。

○委員(小川修一君) : 体育指導委員は市内に何人おられるのですか。2人お辞めになって1人委嘱ということですが、種目に偏りは生じないですか。他の委員さんの分野等具体的にお聞かせください。

○スポーツ振興課長(前田功君) : 箕面市体育指導委員は箕面市体育指導委員に関する規則において定数を20人と定められております。3月31日付で2人お辞めになり18人となっておりましたが、今回1人委嘱いたしましたので

19人となっております。2人の後任につきましては、現在箕面市内の生涯スポーツの大きなテーマであり、生涯スポーツに移行していく過渡期の段階である中学校のクラブ活動を専門にしておられるかたと、中高齢者並びに体に障害をお持ちのかたのスポーツを専門にしておられるかたにお願いしたいと考えておりました。松山さんにつきましては市内の中学校の教諭で、クラブ活動に積極的に関わっておられ、現場での問題についてよく把握されたかたであるということで、今回委嘱させていただいたところでございます。中学校のクラブ活動につきましては、中学校のみの責任に任せるのではなく、広く生涯スポーツという視点で地域の中で中学校のクラブ活動を見ていこうという論議ができるものと確信しております。もう1人に関しましては現在人選中ですが、中高齢者あるいは障害者スポーツのノウハウを持っておられるかたに就任を賜りたいと思っております。次に種目につきましては、野球、サッカー、オリンピックに出場されるような競技スポーツ、中高齢者や小さな子どもからお年寄りまでできるようなニュースポーツ、軽スポーツ、障害を持ったかたのスポーツ等とジャンルは幅広くなっています。19人の委員において偏っているという認識はございません。

- 委員（小川修一君）： 中学校のクラブ活動の振興ということですが、19人の中に他にはおられるのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）： 19人の委員の中で、小中学校の教職員が松山先生を含めて7人おられます。中学校の教職員は2人おられまして、中学校のクラブ活動の現状を把握し全体の中で論議できるようになっております。
- 委員（小川修一君）： 現在の中学校、小学校でクラブ活動を指導できる先生の学校による偏りはないのでしょうか。
- 学校教育課長（上田博君）： 部活動の顧問の教諭につきましては、満遍なく配置できるようにはなっております。人事異動などで若干偏りが生じることもあるのですが、そうした事態に対して支援するために技術指導者派遣事業を行っております。現在もみじだよりを通して卒業生、大学生、保護者のかたから指導のできるかたを外部コーチとして募集しております。対外試合の審判などの技術を指導する意味で派遣できるような制度を用意し、不足分の要望に対応しております。
- 委員（小川修一君）： 学校間で偏りが生じてしまうのは、人事異動に際しクラブ活動の指導の面だけを考える訳にはいかないのわかっております。そうした中で、20人という規定はありますが、体育指導委員の委嘱の際に、クラブ活動の指導やその補佐をやっていただけるかたを委嘱するといった方法を考えてもいいのではないかと思いました。中学校のクラブ活動を振興するという意味では、そうした観点も考慮に入れながら体育指導委員の委嘱をしてはいいかがでしょうか。そればかり考えると、また委員の中でのひずみを生んでしま

うかもしれませんが、20人という人数の規定についても考えて良いのではないかと思います。

○教育長（仲野公君）： 中学校のクラブ活動について検討している内容について説明してください。

○学校教育課長（上田博君）： 昨年度1年間各校の教員の代表や教育委員会生涯学習部、教育推進部で、中学校のクラブ活動の検討会を持ちました。中学校教員が丸抱えでやっていたクラブ活動が、教員の高齢化や子どもの少子化の中で、制度がもたなくなってきたといった課題が生じておりました。子どもたちは部活動を楽しみにしておりますので、なんとか中学校を支援するために教育委員会総体で部活動を支援しようということで、月2回部活動をしなない日を確保し、その日に体育施設、学校施設を活用して生涯学習教室のような活動を体育指導委員やスポーツ協会の生涯学習の人材を活用しておこなっています。子どもたちは中学校のクラブ活動も豊かにしていきますが、生涯学習の選択肢もあるという形で現在試行しております。この夏以降に最終報告をまとめ、新たな箕面市のスタイルを作りたいと考えております。

○委員（小川修一君）： 私の言っているのは学校のクラブ活動の振興ということで、今のお答えでは社会スポーツの振興という観点でお答えになったようですが、ちょっとすれ違っているのではないですか。

○スポーツ振興課長（前田功君）： 先ほどの小川委員のご質問に丁寧にお答えできていなかったと思います。体育指導委員は20人おられますが、この体育指導委員がすべての子どもや中高齢者に対して日常的なスポーツの指導をするという活動だけが仕事ではなく、箕面のスポーツ行政全体のシステムが今のままで良いのかどうか、将来どのようなシステムで市民のスポーツ振興、生涯スポーツの振興をしていくのかということを中心に論議を願っており、なおかつ具体のスポーツの実践にも参加していただいております。文化芸術、スポーツを含めて中学校のクラブ活動は大きな転機を迎えていると我々教育委員会としては認識しております。私の担当しておりますスポーツにいたしましても、クラブ活動を担当する先生で、ある種目のノウハウを持っている先生が少なくなっている、あるいは高齢になって子どもと一緒に走れなくなった、また子どもが少なくなると野球やサッカーのチームができないというようないろいろな課題が出てきております。そうした学校のクラブ活動が今後どうあるべきかということにつきましては、中学校の問題であるとしてはいけないのではないかと考えます。従来中学校のクラブ活動は中学校の先生が仕事でやるべきだという社会意識がございましたが、そうした様々な課題がありますので、学校のクラブ活動は地域の総体、あるいは教育行政総体が中学校のクラブ活動にもっと積極的に関わり責任を持っていく、そのためにはどのようなシステムが必要なのかという論議をしてまいりたいと思っております。そうした意味で、中学

校のクラブ活動の現状を知り、教職員の悩みを理解し、ノウハウを持っておられるかたに今回体育指導委員を委嘱させていただいたということです。もっと積極的に中学校のクラブ活動をどうバックアップしていったらいいのかについて、今すぐの答えは出ておりませんが、そうした課題は見えておりますし、これからどうしていくかについては学校だけに責任を押しつけるのではなく、地域総体としてどうしていくのかを論議していきたいと思っております。よろしくご了解を申し上げます。

○委員（小川修一君）：日本のスポーツの世界が学校現場のクラブ活動に依存しすぎていたという意見があります。社会体育に移行するという考え方はかねてから言われていることであり、そういう情勢になってきていることも理解しております。箕面市が学校教育の中でのクラブ活動を社会体育に移行するという考え方があるのかどうか、ここは議論の分かれるところでもあり、重要な論議になるかと思えます。かつて教育委員会議の中でも学校現場の先生方のクラブ活動に対する考え方的一端をお聞きしたことがありました。その中でクラブ活動は社会体育に移行するべきだとおっしゃっていたと記憶しています。

○委員長（浅岡建三君）：重要な問題が出てきているように思います。よく論議をしていただきたいと思います。

○委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第19号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

○委員長（浅岡建三君）：次に日程第11、報告第20号「箕面市教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事発令に伴う報告の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、箕面市教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事発令を平成17年5月1日付けで発令いたしましたので報告するものでございます。

本来、教育委員会事務局職員等（課長級以上）の任免につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催する暇がございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）：ご質問ご意見はございませんか。

○委員長（浅岡建三君）： ないようでございますので、報告第20号を採決いたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（浅岡建三君）： 次に日程第12、報告第21号「平成17年第4回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

○教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、去る4月13日に開催されました「平成17年第4回箕面市教育委員会定例会会議録」を箕面市教育委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

○委員長（浅岡建三君）： ご質問ご意見はございませんか。

○委員長（浅岡建三君）： ないようでございますので、報告第21号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（浅岡建三君）： 次に日程第13、報告第22号「教育長報告の件」を議題といたします。教育長に報告を求めます。

○教育長（仲野公君）： （議案書65頁、66頁及び67頁により報告）

【入学式について】

○4月7日に各小学校、4月8日に各中学校において入学式が行われました。

【平成17年度市町村教育委員会教育長会議】

○4月13日に開催され、大阪府の教育長より挨拶があり、子どもたちの基本の学力、今大きな話題となっております子どもの安全、安心に関する対策、併せて教職員の資質の問題について触れられました。

【中学校用教科用図書選定委員会】

○4月21日に開催し、辞令交付を行いました。

【入所式、入園式】

○4月1日に保育所の入所式、11日に幼稚園の入園式がありました。

【子どもの安全安心について】

○子どもの安全安心が現在大きな課題となっておりますので、子ども部の設置を契機に子どもの安全に関する基本的な考え方をとりまとめているところで

【保育所民営化】

○今年度に入り保育所の民間委託について本格的な検討に入ります。

【春期市民体育大会】

○第49回の春期市民体育大会が開催されております。

【その他】

○4月22日から小学校に警備員を配置いたしました。

○生徒指導員も小学校、中学校においてスタートしています。

○先般のJR西日本の列車脱線事故に関連して、小学生が箕面の阪急電車の線路に置き石をしたという案件が2件あり、警察の指導を受けております。

○委員長（浅岡建三君）：ご質問ご意見ございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（”異議なし”の声あり）

○委員長（浅岡建三君）：異議なしと認めます。

○委員長（浅岡建三君）：以上をもちまして本日の会議日程をすべて終了しましたが、その他教育行政に係る報告があれば申し出てください。

○スポーツ振興課長（前田功君）：先日の平成17年第4回教育委員会定例会において議案となりました「箕面市立総合運動場条例制定要請の件」におきまして、次の2点について協議検討することとする留保要件つきで議決をいただきました。1点目は指定管理者に委託料を公費支出するにあたり条例に明記しなくても良いのかと言うこと、2点目は総合運動場の修繕等に関する公費支出や責任分担の条項がないことでした。法制課等の関係課と協議しました結果、平成15年7月17日付総務省通知における、指定管理者に対して支出する委託費の額など細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結するのが望ましいという規定に基づき、本市においても委託料等については協定書に明記をするという方向で全市的に対応するということとなりましたのでご報告いたします。

○委員長（浅岡建三君）：ほかにはございませんか。

○委員長（浅岡建三君）：ないようでございますので、本日の会議日程は、全て終了し、付議された案件、議案3件、報告9件は、すべて議了いたしました。これをもちまして、平成17年第5回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後5時40分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

浅岡建三

委員

小川修一